

令和7年第3回砂川市議会定例会

令和7年9月11日（木曜日）第4号

○議事日程

- 開議宣告
- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第21号 財産の取得について
議案第22号 財産の取得について
議案第23号 財産の取得について
- 日程第 3 議案第 5号 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 5 議案第13号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第14号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第15号 令和6年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
議案第16号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
議案第17号 令和6年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
議案第18号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
議案第19号 令和6年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて
議案第20号 令和6年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて
- 日程第 8 報告第 1号 令和6年度砂川市健全化判断比率の報告について
- 日程第 9 報告第 2号 令和6年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について
報告第 3号 令和6年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について

- 日程第 1 0 報告第 5 号 監査報告
 報告第 6 号 例月出納検査報告
- 日程第 1 1 意見案第 1 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について
 意見案第 2 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
 意見案第 3 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について

閉会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

伊藤俊喜君

- 日程第 2 議案第 2 1 号 財産の取得について
 議案第 2 2 号 財産の取得について
 議案第 2 3 号 財産の取得について
- 日程第 3 議案第 5 号 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 6 号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 8 号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 7 号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 1 2 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 5 議案第 1 3 号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 1 4 号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1 5 号 令和 6 年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
 議案第 1 6 号 令和 6 年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
 議案第 1 7 号 令和 6 年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
 議案第 1 8 号 令和 6 年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて

- 議案第19号 令和6年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて
- 議案第20号 令和6年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて
- 日程第8 報告第1号 令和6年度砂川市健全化判断比率の報告について
- 日程第9 報告第2号 令和6年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について
- 報告第3号 令和6年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について
- 日程第10 報告第5号 監査報告
- 報告第6号 例月出納検査報告
- 日程第11 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について
- 意見案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
- 意見案第3号 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について

○出席議員（13名）

議 長	多比良 和 伸 君	副議長	小 黒 弘 君
議 員	是 枝 貴 裕 君	議 員	石 田 健 太 君
	伊 藤 俊 喜 君		山 下 克 己 君
	高 田 浩 子 君		鈴 木 伸 之 君
	中 道 博 武 君		水 島 美 喜 子 君
	沢 田 広 志 君		武 田 真 君
	辻 勲 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	板 垣 喬 博
砂川市監査委員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	井上守
病院事業管理者	平林高之
総務部部長	三橋真樹
兼会計管理者	
総務部審議監	安原雄二
市民部長	堀田一茂
保健福祉部長	嶋山秀樹
経済部長	野田勉
建設部長	斉藤隆史
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	為国泰朗
病院事務局審議監	倉島久徳
総務課長	岩間賢一郎
政策調整課長	安武学

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	玉川晴久
指導参事	神島亘基
教育委員会技監	徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	下道くみこ
--------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	三橋真樹
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	野田勉
-----------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	安武浩美
事務局次長	越智朱美
事務局係長	野荒邦広
事務局係長	佐々木健児

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員（登壇） 皆さん、おはようございます。通告に基づきまして一般質問をさせていただきたいと思っております。今回は、大きく1点のみとなります。

大きな1、物価高騰対策としてのプレミアム商品券の活用について、砂川商工会議所が発行、販売し、砂川市が事業補助しているすながわプレミアム商品券について、本年度は5,000円購入で6,500円分の買物ができる30%の割増し率で、1世帯当たり最大で4セット、2万円購入で2万6,000円分の買物ができる内容で準備が進められております。近年の物価高騰は、市民の生活に深刻な影響を与えています。特に食料品や日用品、光熱費など生活に欠かせない支出の増加は、低所得世帯や子育て世帯に大きな負担となっています。そこで、地域経済活性化と生活支援の両立を目的としたすながわプレミアム商品券の発行について、以下の点について伺います。

（1）現在の物価高騰が地域住民の生活に与えている影響についてどのように把握しているかについて。

（2）過去に実施したすながわプレミアム商品券発行事業について市民や商店などの事業主からの反応について。

（3）1世帯当たりの購入セット数の拡大について。

（4）子育て世帯向けのプレミアム商品券を実施している他自治体の事例を参考に本市としてどのような制度設計が可能なのか。特に申請手続の簡素化や電子商品券の導入など利便性の高い取組への見解について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君（登壇） 私から大きな1、物価高騰対策についてのプレミアム商品券の活用についての（1）、（2）、（3）についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）現在の物価高騰が地域住民の生活に与えている影響についてどのように把握しているかについてであります。現在の物価高騰は不安定な国際情勢による原油価格の上昇、さらには相互関税率の設定などが世界市場の動きにも影響を及ぼし、物価、金利の見通しを難しくしており、特に世界的なエネルギー、資源価格の上昇と円安が同時に

進んでいる局面では私たちの市民生活にも直接的な影響が出ているところであります。日本銀行が令和7年6月に実施した生活意識に関するアンケート調査によると、現在の物価については前年と比較して上がったと答えた人の割合は96.1%に達しており、名目賃金は高い伸びを示したところでありますが、実質賃金は3年連続でマイナスとなり、消費者の間で物価上昇の実感が広がっています。また、公的年金についても令和6年の消費者物価上昇率2.7%に対し、年金額の増加率は1.9%に止まり、物価上昇に追いついていない状況であります。

一方で食品や日用品の動向は、帝国データバンクの食品主要195社価格改定調査によると、家庭用を中心とした9月の飲食料品の値上げは1,422品目に上り、9か月連続で前年を上回る状況であり、原材料価格の高騰に加え、物流費や賃上げによる労務負担の増加が重なり、物価上昇に拍車をかけております。現状では値上げの勢いは前年より強いのが現状であります。さらに、直近のデータでは、北海道消費生活モニターの調査によると、道央圏では対前年比で食料品や日用品などの値上がりが続いており、野菜では25%、乳製品では5%、石油由来の製品は6%の価格上昇、その他の品目も3%から6%の価格上昇が見受けられます。また、原材料費の上昇を価格に転嫁せず、内容量を少なくすることで消費者の買い控えに対応している商品もあります。さらに、外食を控えるなど消費行動にも影響が出ております。このように全国的な物価高騰は家計を圧迫し、生活の質にも大きく影響を及ぼしていると考えられます。

次に、(2) 過去に実施したすながわプレミアム商品券発行事業について市民や商店などの事業主からの反応についてであります。すながわプレミアム商品券発行事業は、地域経済の活性化や消費喚起を目的として砂川商工会議所が実施する経済対策事業として平成20年度から始まり、市も地域経済の起爆剤となるよう毎年度補助を行っているところであります。市民や商店などの事業主からの反応といたしましては、30%のプレミアム率は大きく、これが購買意欲の向上や生活費の一部がこのプレミアム商品券で賄われていることで家計の負担の軽減につながっているとの多くの声をいただいているところであります。また、令和2年度までは1,000円券つづりで1万円分のセットのみで販売していましたが、一度に負担する金額が大きいとの声が寄せられたことから、令和3年度以降は500円券つづりを組み合わせ、5,000円分のセットで販売したことにより利用しやすくなったと好評をいただき、結果令和3年度の購入率は前年度比5.7ポイント上昇したところであります。また、これまで大型店に偏っていた客層が中小規模店にも流れるよう中小規模店専用券の割合を増やし、中小規模店での使用割合が増えたことにより、主催する商工会議所の加盟店舗からも一定の評価をいただいているところであります。

次に、(3) 1世帯当たりの購入セット数の拡大についてであります。購入セット数は令和2年度は1世帯当たり1万円分を2セットまで、令和3年度から1世帯当たり5,000円分を4セットまでとしておりますが、より多くの世帯にプレミアム商品券のメリ

ットが享受できるように、全世帯に対し商品券購入引換券を郵送するなど市内全世帯に周知を図ってきたところであります。1世帯当たりの購入セット数を増やすことで加盟店の売上向上につながるとは考えられますが、生活費の一部がプレミアム商品券で賄われていること、予算にも限りがあることから、発行数の上限については慎重な対応が必要と考えるものであります。また、購入世帯数は例年6割程度でありますので、購入者が一部の市民に限定されないように、まずは購入世帯数を増やし、加盟店の売上向上につながるよう努めることが優先であると考えております。これまで購入いただいていた市民にも購入してもらえよう周知の強化を図り、より多くの世帯がプレミアム分のメリットを享受できるように主催者である商工会議所に働きかけていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君（登壇） 私から（4）子育て世帯向けのプレミアム商品券についてご答弁申し上げます。

物価高騰対策における子育て世帯向けの支援につきましては、既に今般の国の地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯特別給付金支給事業の子ども加算分として世帯員である18歳以下の子供に対し、1人当たり2万円を加算して支給したほか、これらの支給対象とならない住民税均等割のみ課税世帯及び住民税課税世帯の子育て世帯についても同様に18歳以下の子供に対し、1人当たり2万円を加算して支給するなど直接的な現金給付による支援を講じてきたところでございます。また、現状の子育て支援施策といたしましては、これまで高校生等までの子供に係る医療費の自己負担無料化、学校給食費の無償化及び幼稚園等副食費助成事業をはじめ、小学生以下のお子さんが北海道子どもの国の有料施設を利用する際に同伴の保護者の入園料が無料となるふしぎの森利用料無料クーポン券を1世帯当たり10枚支給する事業や今年度事業内容を拡充した子育て関連用品の購入に利用していただくための乳児すこやか応援クーポン券を乳児1人当たり最大6万円支給する事業など、子育て世帯に対する経済的負担の軽減となる事業を実施しているところでございます。

これらのことも踏まえ、現時点において子育て世帯に特化したプレミアム商品券の発行については考えていないところでございますが、事業を実施する場合においては申請手続や電子商品券の導入などのデジタル化はスマートフォンの普及により特に若い世代の子育て世帯に対しては利便性の向上が図られるものと感じておりますが、事業に参加する全ての事業者においてデジタル処理をするためのノウハウやシステムの整備など体制が整っていないという課題があるものと認識しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 それでは、ここから順次再質問をさせていただきたいと思っております。

今経済部長と保健福祉部長からも答弁いただきましたけれども、日本経済全体を見ますと、2年連続の高水準の賃上げですとか、企業の高い投資意欲ですとか、そういった前向

きな動きが見られています。ですけれども、私たちの住む地方においては急激な物価上昇に賃上げが追いついていないというような状況になっております。この数年の物価上昇というのは私たちの生活に非常に深刻な影響を与えていると考えています。私も市民の人たちとお会いしますと、やはりこの状況を何とかしてほしいというような声をお聞きしますし、私自身もスーパーなどへ行き、そこで値札などを見ますとため息が出るほどにどんどん値上がりしているなというようなことを実感しますし、また値段が変わっていないかなと思って手に取ってみましても、ひっくり返してみると、よくよく見ると内容量が減っていたりだとか、そういうような状況にもなっていたり、やはり買うのをためらったりとかして買い控えをしてしまうような状況になっています。こうした中、経済部長にお伺いしたいんですが、現在砂川市が市民への経済支援対策を行っている内容についてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 経済対策についてのご質問ですが、まずはプレミアム商品券、これが1つ大きくあります。それと、商品券発行事業というのがございまして、それも商店街連合会と連携してやっております。そのほかには、融資の事業ですとか、そのようなものを実施しているところであります。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 今の答弁でこれらの対策を行っているということが分かりました。その中の一つのプレミアム商品券ですけれども、今年は今月20日から10月17日まで約1か月間の発売期間で、実際に使用できるのは発売当日の9月20日から来年の1月31日までということで4か月間となっています。今まさに各家庭には引換券が郵送されたというような、多分食卓の上にあるんじゃないのかなというような状況だと思います。去年の販売実績についてもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 昨年度の販売実績でございますけれども、プレミアム率につきましては同じく30%、5,000円分を1セットといたしまして1世帯の上限は4セットであります。購入世帯は、総世帯8,542世帯のうち4,870世帯が購入しております。購入率は57%、販売セット数は1万9,170セットとなっております。販売金額に換算いたしますと9,585万円となります。販売金額にプレミアム率30%を加算した額といたしましては、1億2,460万5,000円となります。この金額が個店の売上げにつながったと考えられます。ちなみに、内訳といたしまして専用券、500円券では9万5,850枚、共通券では、これは1,000円ですけれども、7万6,680枚が購入されております。換金率でございますけれども、99.6%、専用券では9万5,305枚、共通券では7万6,396枚が使用されたところでございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 このプレミアム商品券ですけれども、予算でどれぐらいやっているのかというのを、もし仮に、今年ですけれども、砂川市内は今8,400世帯ぐらいだとお聞きしていますので、この8,400世帯が全て購入したとすると2億1,800万円ぐらいになると、これが市中に流れると大変大きな額がこの4か月間の中に流れるという計算ができます。これを、市の負担分として上乗せしている30%のプレミアム分ということになりますので、全世帯で市の負担分としては全世帯が最大の4セットを購入すると市の負担分は6,552万円となります。しかし、本年度の当初予算では3,528万円というのが当初予算に盛り込まれています。本来であれば、全世帯が購入できるということをやっているのであれば6,552万円を計上するべきと思いますが、予算書を見ますと3,000万円分が足りないとなります。これは、どのような計算意図で計上しているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 全世帯が買ったときの金額よりも予算額が少ないのではないかとご質問かと思えます。まず、この事業でございますけれども、商工会議所が主体となりまして、要望があつて予算を措置しているものでもございます。まず、これが1点。3,000万円ほど不足しているというご指摘でございますけれども、その予算の内訳といたしましては、当初予算3,528万円でございますが、根拠は、これは商工会議所からいただいた根拠でございますけれども、過去の商品券の購入実績、これが全体の6割程度が購入されるだろうと想定されておりました。全世帯が、約8,400世帯でございますので、その6割ということで5,040世帯、想定される購入世帯が5,040世帯なので、それに4セットを掛けまして2万160セットになります。切り上げて2万1,000セット、2万1,000セットにプレミアム分の1,500円を掛けますと3,150万円になります。これに事務費を加算いたしますと3,528万6,000円となり、先ほど伊藤議員がおっしゃいました金額になるかと思えます。このような根拠で予算を設定しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 商品券は全世帯で買えるとなっておりますので、大丈夫だと思っておりますけれども、この予算書だけを見ると足りない金額があるということで、もし購入者が多かった場合、当初予算を超えた場合ということになると打切りになるということはあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 この事業につきましては、地方創生臨時交付金により設定しております。ただ、事業費が今後購入者が増えまして不足になった場合につきましては、全ての世帯に4セット購入できるよう今後予算の補正により確保する予定となっておりますので、購入できない者はいない、打切りはないと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 副市長。

○副市長 井上 守君 (登壇) 今プレミアム商品券の関係で臨時交付金の事業ということで説明を経済部長がいたしましたので、私から臨時交付金の事業についてちょっとご説明したいと思います。

まず、これらのメニュー分の臨時交付金事業につきましては令和6年12月の国の補正予算ということで事業化したものでございまして、そのときも繰越明許費という形で説明もさせてもらっていますけれども、総体の事業に対する市への配分が7,240万8,000円ということで交付限度額が来てございますので、そういった分の計画といたしまして住民税均等割非課税世帯についての給付金ですとか子供の加算分、それから子育て世帯の分ということでそれぞれの事業に振り分けまして、その分の残りとしてプレミアム商品券を予定しております。

それで、各世帯に、商工会議所から広報、広告が出ておりますけれども、慌てなくても大丈夫ですよと、市民皆さんの分を用意してございますというものについては当然これは枚数も印刷して用意してございます。それで、商工会議所の事業でございまして、これがもし議員ご指摘の6,500万円ほどの費用が、今3,500万円を予算計上してございますけれども、6,500万円ほど最終的に支出が必要であれば3月の補正予算でそれを積み増ししまして、商工会議所に給付というんですか、補助の増額をしていくというようなことでございます。それで、57%の購入率でこれまでもきてございまして、プレミアム商品券は平成22年ぐらいからずっと続けている事業になるんですけれども、大分市民の皆さんにも浸透してきてございますので、あとはどういった方法で購入率を上げていくのかということが私どもの課題となっておりますので、それにつきましては商工会議所をお願いになってしまうんですけれども、どういった方法があるのかこれからも詰めていきたいと、仮にニーズがすごく少ないということであれば私どもの職員の中で今回はすなわいて売るということでございますので、ちょっと時間も延長しながら販売をしていきたいと思っておりますので、予算のことについてはご心配いただくなくても大丈夫かなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございます。購入者が多くても打切りにならないということを知って少し安心しましたがけれども、交付金の限度額があるということで、それを振り分けた中にプレミアム商品券があるということなんですけれども、購入者が多かった場合はこれは単費でも行うということによろしいのでしょうか。

○議長 多比良和伸君 副市長。

○副市長 井上 守君 これも昨年の予算の時期にご説明はしておりますけれども、仮にそれが不足した場合については当然一般財源で手当てしなければならないということで考えておりますので、そうなった場合については一般財源を投入して事業を実施していき

いと思っております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 続いて、(3)になるんですけども、1セット当たりの購入セット数の拡大についてということであります。私は、この砂川のプレミアム商品券については非常に上手に設計されていると考えています。といいますのは、先ほど来ちょっとお話が答弁の中でもあったかもしれないんですけども、市内の全世帯が買えるということ、つまり希望者に売り切れがないということ、そして全世帯に郵送で送られてきて、そして1か月間の販売期間があつて、そして使用期間も4か月あるというような内容であります。一方で、他市の事例を見ますと、最近のネットでちょっと見た感じでも販売数に上限を設けているところが見られますし、いわゆる早い者勝ちだったりですとか、先に並んだ者勝ちみたいなものも見られますし、いまだに1人100万円以上も買占めができたりとか、市外の人を買えたりですとか、そういうようなことによって幅広い人に商品券が行き渡らないようなケースというものが、いまだにこういう荒っぽいような販売の仕方をしているような自治体のケースも見られます。そういった意味では、砂川は非常に公平性が保たれた中で販売がされているんじゃないのかなと感じています。

そこで、今回の砂川のプレミアム商品券なんですけれども、4セット2万円の購入で2万6,000円の買物ができるということですから、6,000円分のプレミアムということになります。お米の値上げなど昨今の物価上昇の中でありがたいんですけども、家計の足しにするにはすぐ吸収されてしまうような金額でというような声がやはり主婦の中から聞かれます。また、別な人は、これぐらいのプレミアムだったらわざわざ出向いて買いに行かないというような人たちの声もあります。そういった声というのは経済部では聞こえていますでしょうか。また、そのような声があることについてどのように捉えていますでしょうか。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 市民の声、また事業者の声ということかと思いますが、まずいい評価をいただいている声から申し上げますとプレミアム率がいいというお声があります。それから、コンビニでも使えますとか、あとは店舗のみならずタクシーでも使えるという声もあります。また、全世帯が買えるというお声がございます。それから、あまりよくない評価のところであるとプレミアム率に魅力がないという声もありました。それから、販売窓口が自宅から遠いので交通費がかかるということで、そのような声を聞いているところでもあります。今声だけのお話をしましたが、私どももなるべく声を聞きながら課題を押さえて、過去から聞こえていたので、対応したいという考えというのはありましたので、若干説明させていただきますけれども、より広くの方に購入していただきたいということで、商工会議所にいろいろなところに出向いて売のに協力してもらえませんかという話をしていたんですが、手が回らないので、これ以上は対策は難しいですというお声を

いただきました。

なので、市の商工労働観光課で購入率の向上に努めていこうという事で、事前に対応したものをちょっと申し上げさせていただきます。8月に、アイアイで無料の買物バスを出しているようなので、遠方から買物に来るのが、買うのが困難だという方がいらっしゃるということを伺いましたので、アイアイの買物バスに乗られる方にチラシを配る。それを見ることでアイアイで使ってもらえるなということも、周りの個店でも使ってもらえるということで、そういう啓発もさせていただきました。今まだ取りまとめている最中ですが、各団体に対して取りまとめとか、そういうようなものを依頼をしておりますし、また平日も販売時間が9時から16時までという時間帯で売るようなこともありましたので、そこにつきましては販売期間はちょっと遅くて期間限定にはなりますけれども、10月1日から8日まで期間限定ではありますけれども、19時まですないので延長して売りたいということも今考えて対応するところでございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 では、どれぐらいプレミアムがあったらいいのかとお聞きしましたら、それはどこまでもいっぱいプレミアムがついていたらいいなというのは消費者の本音のところですが、おおよそ1万円ぐらいのプレミアムがあったら、触手が伸びるといいますか、ありがたい、買いに行きたいというような声があります。そうすると、2つに1つといいますか、現在のプレミアム率の30%を拡大するか、それかセット数の販売を拡大するかみたいなことになります。プレミアム率については、他市では10%、20%というところが結構多くて、砂川市の30%というのは非常に高いほう、十分に高いほうの部類に入ると思います。

そこで、セット数の販売の拡大ができないかということになりますけれども、これを逆算しますと、仮にちょっと低く見積もって9,000円のプレミアム分がつくとすると6セット3万円分の販売となります。販売数が増えますと、先ほどもありましたけれども、市内にその分お金が回るようになりますし、経済の好循環が生まれるんじゃないのかなとは単純に思います。先ほど副市長からもちょっとありましたけれども、市内全世帯8,400のうち4,800世帯ということで、大体プレミアム商品券を購入した世帯の割合というのは57%と先ほどお聞きしました。これを引き上げて多くの人に利用してもらうためにもセット数の拡大など次年度以降の販売内容の見直しをしていくことはどうでしょうかということでご改めてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 回答が繰り返しになるかもしれませんが、まず優先したいのが購入者が一部の市民に限定されないように購入世帯数を増やして経済を回していきたいということでございます。この本来の目的が経済対策ということでございまして、商店街の売上向上につながるが大前提でございます。ただし、交付金、補助金を入れて

ほぼプレミアム分が市から出ておりますので、それを考えますとただ単純に経済効果だけを生むのではなく一定程度、本来であればいろいろな物価高騰対策というのは私どもが直接手を出せるものではないのかもしれませんが、その部分も住民の方にフォローできることも必要かと考えます。なので、そのバランスを考えたときに、単純に購入する量を増やすのではなくて購入する人を増やしてまちに売上げが上がるような手だてを取るのが最善、優先かと考えております。

過去の経過をちょっと申し上げますと、本事業は商工会議所が平成20年から自主財源で開始しております、自主財源のみで事業の実施が困難ということで市に助成の要望があり、平成22年から市の助成を受けて実施しております。今ほど申し上げましたとおり市の補助事業で実施していることから、市民である購入者が公平に購入できる制度設計がやはり必要だということで近年はこのような対策を取っております。単に購入できる人に売るのでなく、今ほど申し上げましたとおり購入できる人を増やして販売する量を増やす、ここが最優先してやらなければいけないという考え方でございます。

これは制度設計の話でございますけれども、この事業におきまして事業者もこのプレミアム商品券をきっかけに、今ほど申し上げましたとおり顧客が増えることで新たなリピーターを獲得することも可能ではないかと考えております。ご協力いただければの話になりますが、そのためにはやはり個店の方々、事業者の自助努力というのも組み合わせて、より経済が回っていただければと考えるところでございます。なので、この事業につきましては市が直接やっている事業ではございません。主体である者は商工会議所でございますので、基本的には商工会議所に働きかけていくということを考えているところでございます。販売の内容を見直していくには、やはり全世帯とまではいかないまでも商品券が市民に広く行き渡り、これ以上購入率を上げることが望めない判断できるくらいの状況になったときに初めていろいろな条件を加味しながら、環境を加味しながらその検討に入るものではないかと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 基本的な考え方というのは分かったんですけども、今質問させていただいているのは物価高というようなことですので、こういうのに対応してぜひともセット数の拡大についても柔軟な対応を検討していただきたいなと改めてお願いしたいと思っております。

次に、(4)について、本当はこれは経済部の観点で質問したかったんですけども、子育てがつくということで保健福祉部所管ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。私も高校生の子供を持つ親として子育て世代に当たるんですけども、昨今の物価高騰というのは非常に負担で、家計にもやはり影響が大きいと感じています。例えば小学校や中学校、高校入学に当たってそろえるものですか、制服ですか、お祝い事ではありますけれども、支出も非常に大きくなってきます。そこで、他自治体では、

数少ないですが、子育て世帯向けのプレミアム商品券というのを実施しているところがあります。これは、子育て応援枠というような名目で、販売するセット数の子育て世帯には多く割り当てるようなものであります。今飯澤市長を先頭に、子育てするなら砂川のテーマでこれからのまちづくりを進めていこうとする中で様々な子育て支援が行われていますけれども、こういった分かりやすい視点、先ほど副市長のお話をいただきました。実際効果もありました。今年の春でしたか、住民税均等割のみ課税世帯、子ども加算特別給付金及び子育て世帯特別給付金という長い名前なんですけれども、非常に効果的、18歳以下のお子さんには全て市内のところに2万円を現金で支給しているということで、これは市の独自事業ということで非常にいい事業だったということなんですけれども、名前が分かりづらくてもらった世帯も何のことだというような感じの多分名前だと思うんですよ。せっかくいい事業なのに、もらった人がもう少し分かりやすくしてSNSで発信したくなるぐらいに思わせるような例えば名前をつけて、先ほど言った子育て世帯向けプレミアム商品券みたいなものになると発信したくなる、砂川はすごくいいまちだよねというものにつながってくるんじゃないのかなと思っています、これは私の考え方ですけれども。経済部と保健福祉部が連携してこういった子育て世帯向けのプレミアム商品券のような取組、施策を展開してほしいと思いますが、この点について改めてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 子育て向けのプレミアム商品券についてということでございます。これについては、他の自治体において一般の商品券に上乘せする形で実施しているところがあるということは私どもも認識しているところでございます。それで、砂川市のプレミアム商品券につきましては、現在全世帯で購入ができるような形で行っているところでございますけれども、現状といたしましては購入率が約60%ということで、約40%の方が様々な事情で購入されていないという状況になっているところでございます。それで、購入されない方の中には子育て世帯の方もいるものと推定されるところでございますけれども、現在当市におきましては、1回目でも答弁申し上げましたけれども、様々な子育て支援策を行っているところでありまして、そのような子育て支援といった面からいいますと子育て支援の施策といたしましては対象となる方全員に支援が行き渡るような施策が必要であると考えているところでございますし、また支援の施策としては効果的であると考えているところでございますが、それでプレミアム商品券となりますと購入されない方が一定数いる中で子育て世帯の全世帯に行き渡るということも考えやすく、支援が受けられないといった方も出てくるのが考えられるところでございますので、今言われている子育て支援という形でのプレミアム商品券については、実施するとした場合の効果検証という形も必要なものと考えておりますけれども、現状においては難しいものと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 取り組んでみたいという意向はあるけれども、実際にお店で電子商品券に対応できないがために加盟店舗が少なくなってしまうとか、実際に利用できる店が少なくなると魅力そのものがなくなってしまうのではないかとして市はためらっているということでしょうか。そういった意味では、現時点では店舗も利用者も紙の商品券が最も分かりやすく使いやすいということになります。ただ、そう遠くない将来は必要に迫られるということでしょうから、ぜひ調査研究を進めていってほしいなと思います。

そこで、最後に飯澤市長に質問であります。現在物価高騰対策として行っているプレミアム商品券は、市民からの一定のニーズと評価があるものと認識しておりますが、事業の実施に当たっては国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金頼みとなっております。国費に支えられて事業を実施しております。この先も交付金があればいいですけども、仮になくなった場合についての事業の継続性についてのお考えとこのほかにも現下の物価高騰対策としてプレミアム商品券に代わる市の独自のメニューや新たな施策があるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) 今ほどのプレミアム商品券、さらには地方創生臨時交付金が無くなった場合の対応ということでございますけれども、まず今年度につきましては石破総理大臣が地方創生にかなり強い思いを持たれておりまして、予算規模を1,000億円から2,000億円に倍増させたという経緯もございます。詳細についてはまだ具体的には出てきておりませんし、ちょっと政局が今分からない状態ではありますけれども、物価高対策については、これは特定の地域が物価高になるということではなくて日本全体が物価高というようなことでございまして、先ほど来答弁の中にもありますけれども、国が物価高対策を講じていくものと、そういった認識をしております。

また、プレミアム商品券、これは非常に市民の方々から、そして事業者の方々からも本当に好評な話は私も聞いてございます。先ほど来答弁の中でも話しておりますけれども、何しろ購入世帯が57.5%程度ということでありますので、多くの世帯の方が、半分以上の方は購入されておりますけれども、42%強の方がまだ購入されていない世帯があるということでございますので、そこは商工会議所さんが主体でございまして、購入世帯の増加というところ、そこは強く求めていきたいなと思ってございまして、そのことが市内の経済の活性化にもまたつながっていくものと捉えてございます。伊藤議員ご指摘のように、物価上昇、これに賃金がまだ追いついていないということは私も認識しております。これから物価高騰対策としてどのような施策がいいのかというのは、またさらに考えてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 一般質問は全て終了しました。

10分間休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時58分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第2 議案第21号 財産の取得について

議案第22号 財産の取得について

議案第23号 財産の取得について

○議長 多比良和伸君 日程第2、議案第21号 財産の取得について、議案第22号 財産の取得について、議案第23号 財産の取得についての3件を一括議題とします。各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 (登壇) 議案第21号から議案第23号までの財産の取得についてを一括してご説明申し上げます。

提案の理由は、砂川市立砂川学園の建設に伴い、砂川市立砂川学園什器備品一式(その1)、砂川市立砂川学園什器備品一式(その2)、砂川市立砂川学園什器備品一式(その3)を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

このことについて若干説明させていただきます。義務教育学校における什器備品の購入につきましては、当初夏休み期間中に教育委員会と教職員により、開校後も継続して使用が可能なもの、または新規に購入が必要なものを精査の上、仕様書を作成し、入札を経て議会での議決をいただいた後、什器備品の購入に係る契約を締結する予定としておりましたが、教職員の協力の下、什器備品の精査が当初予定よりも早く行われたことに伴い、9月3日に入札を執行し、それぞれの落札業者と物品購入の仮契約を締結したところであり、いずれも議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格2,000万円以上の財産の取得に該当することから、今定例会において追加議案として議会の議決を求めるものであります。

初めに、議案第21号 財産の取得についてであります。

1、財産の種類は、砂川市立砂川学園什器備品一式(その1)であります。

2、設置場所は、砂川市立砂川学園。

3、契約価格は、5,192万円。

4、契約の相手方は、砂川市空知太西1条5丁目1番4号、株式会社三星、代表取締役、高木久継氏であります。

続きまして、議案第22号 財産の取得についてであります。

1、財産の種類は、砂川市立砂川学園什器備品一式(その2)であります。

2、設置場所は、砂川市立砂川学園。

3、契約価格は、4,921万4,000円。

4、契約の相手方は、砂川市西1条南9丁目1番5号、宮本家具店代表、宮本克信氏であります。

続きまして、議案第23号 財産の取得についてであります。

財産の種類は、砂川市立砂川学園什器備品一式（その3）であります。

2、設置場所は、砂川市立砂川学園。

3、契約価格は、4,974万2,000円。

4、契約の相手方は、砂川市東2条南1丁目1番18号、株式会社岩崎商店、代表取締役、岩崎良一氏であります。

なお、議案第21号から議案第23号の参考資料としたしまして砂川市立砂川学園什器備品一式の概要をそれぞれ添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより各議案に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 会期内提案で今日の朝この議案を見たものですから、ちょっと質疑をさせていただきたいと思っています。

それで、私たちは、多分この入札というか、この案件に関しては当初予算の義務教育学校建設事業費85億円の中の什器備品購入ということだと思うので、なかなか質問もしづらい点だったんですけども、それぞれこうやって見てみるとその1、その2、その3と分かれているんですけども、参考資料を見るとほぼテーブルとか椅子とか、同じような種類がたくさんあるなと思うんですよね。それで、まず1点目お伺いしたいのは、なぜ3分割に、どういう根拠で3つに分かれたのかというのがまず1点目です。

それから、9月3日に行われた入札を見ると、工期なんですけれども、これは多分最終的に納めるということの工期ということになると思うんです。最終的な完成が令和8年3月31日となっているんです。すごく遅いなと思っているんですよね。これまで普通は小中の入学式は、我々もよく出席するんですけども、4月4日とか8日とかぐらいの間に入学式は行われるので、それで来年の3月31日までに納めるということになるとこれは本当に間に合うのかなと思っています、その辺のところをまずお伺いをしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育委員会技監。

○教育委員会技監 徳永敏宏君（登壇） 私からただいま質問のありました点について2点お答えさせていただきたいと思います。

まず、第1点目の今回の工事の契約本数がなぜ3本なのかという点についてです。今回の什器備品の購入に当たりましては搬入する時期、それと物品の購入に当たりましては搬

入する時期について建築工事の進捗に合わせる必要がまずあります。そのため、来年の3月中旬から下旬に搬入時期が集中していきます。このために、搬入の効率を上げること、それと搬入した際に請負の業者数があることによって統括される担当者がそれぞれ今回であれば3名入ってくることで搬入されるとき受入れ体制の強化、あと搬入の精度、そういったものが上がるということに期待しまして今回3本に分けているということ。さらに、入札の指名業者を市内業者ということで限定させております。そのために、契約件数を増やすということで地元の市内業者の受注の機会拡大、そういったものを用意することによって経済効果を図るということも目的としておりました。

続きまして、3月31日までの工期で大丈夫なのかということ、なぜその工期の設定なのかという質問についてお答えします。先ほど申しましたように、今回の工事期間というのが3月31日まで、今回建設するに当たりまして非常にタイトな工期の中で作業を進めている状態です。什器の搬入につきましてもその工事があらかじめ終了した後でないと入れられないということ、さらに既存の学校からの転用品というのがありますので、転用品につきましても今もう既に6校で使われておりますので、春休み以降でないと入れることができない。そういったことを併せまして既存の転用時期、それと新規に購入する物の搬入時期というのがどうしても3月の後半になってしまうということで、ぎりぎり3月、年度末いっぱい工期ということで設定をしている状況です。その間に、4月1日から職員室や校長室についてはすぐに先生が使われますので、什器の搬入について終了させるというようなことで考えていることによって工期を設定しております。

以上です。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ちょっと心配なのは、本当に開校になって子供たちがすぐ勉強できるような状況になれるのかなと、机とか椅子とかがなかったらどうにもならないし、さらに今の技監のお話でいくと相当工事もぎりぎり終わるような状態なのかなと思うんですよね。これは新しい学校なので、先生方も本当に新しい人たちが集まってくるんだと思うんですよ。それなのに、もっと早く事前に机やテーブルが入っていて、まず職員室ぐらいは先に先生方が作業、開校の準備でもできるような形になっていないと、それこそどうなってしまうんだろうと思って心配なんですけれども、実際のところこれは工期というのは最後の最後詰めてのかけ方だと思うんですけれども、どのくらいで入ってくるものなのか、予定としてですよ。工期3月31日だとすると、先ほど言ったように今までの小中学校の入学式は4月の頭なんですよ。今回の義務教育学校のそれが入学式と言うのか開校式と言うのか分かりませんが、それがその辺であるならば全然間に合わないんじゃないかと思うんですよ。ただ、その情報は何も僕らは分かっていませんから、例えば義務教育学校の開校が何日から始まるのかなんて分からないから今こうやって質問しているんですけれども、相当ぎりぎり先生方も本当にどうやって準備をしていくんだろうということ、

ただそちらまであまり深く聞けないので、本当のところはいつ頃になったらこの什器が学校の中にきちんとそろそろような予定をしているのかどうか、ここをお伺いをします。できれば開校の関係だとかというの併せて聞ければ、お答えいただけたほうがもっと安心しますけれどもね。

○議長 多比良和伸君 教育委員会技監。

○教育委員会技監 徳永敏宏君 物品の搬入時期についてのご懸念ということで質問がありました。

まず、先ほど申しましたように工期についてはタイトなものであるという中ですが、工事が完了して学校に引き渡してもらいながらある程度物品を入れられる状況というのは、工事が一段落します。その後公共機関確認申請ですとか、そういったものの検査を受けて、了解を受けてから入っていくということになりますので、作業自体については、とんてんかんの工事については3月の中旬ぐらいには終わる予定で今考えております。その後一部手直しですとか調整、試運転、そういったものがあって、実際に物を入れられるという了解される時期というのが春休み時期ぐらいにかかってきますので、大変タイトな状況ではありますが、春休み開始と同時に物品については全て搬入していくと。

先ほど申しましたように、特に職員室については3月31日まで既存の校舎で授業をしながら先生が各学校におりますので、そこにある職員室にある物品は当然持ってこれませんので、新しい学校では新規に購入して、4月1日から即先生たちが移動した後に利用できるような状態で完成させておく。各教室等については、春休み中に既存の校舎から持ってくる物についても持ってくるができるようになりますので、先ほど申したようにタイトな期間ですけれども、スケジュールを組みながら、また業者数も増やしましたので、その辺で同時に入ってくるような形で物品の搬入をしていきたいと考えております。

ちょっとありました開校の時期、開校の時期は4月14日くらいで考えているところでございます。また、先生たちにつきましては実際旧校での授業等がありますので、春休み中もありますけれども、基本的には4月1日から新しい学校に赴任されるということですが、例えば機器の操作ですとか、職員室の状態、学校の中の状態というのは、それは工事が終わって状況に応じて機器の説明ですとか、校長、教頭先生を含めた中で説明みたいなものは時期を見ながら、工事の合間を見ながらできるところからやっていきたいと考えているところです。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 本当に今話を聞いただけでも相当タイトな、新しい備品がそろってくるわけで、先生方も使い方も分からないというような状況になってしまうんじゃないかと思うんですけれども、それはとにかく間に合わせてもらうしかないと思いますので、スムーズな搬入、それから子供たちが一番しっかりと落ち着いて新学期を、新しい学校での授業が受けられるような、そういう作業のスムーズさをお願いして、終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第21号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第5号 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第6号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

議案第8号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条
例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定につい

て

○議長 多比良和伸君 日程第3、議案第5号 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての4件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 (登壇) 私から議案第5号及び議案第6号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第5号 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の趣旨を踏まえ、本市職員に対する仕事と育児の両立支援制度等に係る意向確認の措置等について定めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要についてであります。改正の経過として令和6年8月8日の人事院勧告で示された公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充の一部項目に対応する人事院規則が本年4月に改正され、そのうち仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等については民間労働法制の施行から遅れることなく国家公務員においても実施されることから、本職員に対する仕事と育児の両立支援について定めるものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容については4ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第16条は、介護休暇の定めであり、第1項中「第16条の3第1項」を「第16条の4第1項」に改めるものであります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。第16条の4は、勤務環境の整備に関する措置の定めであり、同条を第16条の5とするものであります。

第16条の3は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の定めであり、第1項中「申告、請求又は申出(同条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第16条の4とし、第16条の2の次に次の1条を加えるものであります。

4ページにお戻りいただきたいと存じます。第16条の3は、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等の定めであり、第1項は、任命権者は、砂川市職員の

育児休業等に関する条例第19条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならないと定め、同項第1号は、申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置、同項第2号は、出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置、同項第3号は、砂川市職員の育児休業等に関する条例第19条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置と定めるものであります。

5ページになります。第2項は、任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならないと定め、同項第1号は、対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置、同項第2号は、育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置、同項第3号は、対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置と定めるものであります。

第3項は、任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないと定めるものであります。

6ページになります。附則として、第1項は、施行期日の定めであり、この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行すると定めるものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができ、この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものみなすと定めるものであります。

続きまして、議案第6号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本市職員に対する部分休業制度を拡充するとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要についてであります。改正の経過として、令和6年8月8日の人

事院規則で示された公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充の一部項目に対応する人事院規則が本年4月に開催され、そのうち育児時間の取得形態の多様化については民間労働法制の施行から遅れることなく国家公務員においても実施されることから、本市職員に対する部分休業制度の拡充について定めるものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容については4ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1項は、趣旨の定めであり、第1項中「第14条、第15条並びに第19条第1項及び第2項」を「第15条並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改めるものであります。

第15条は、部分休業をすることができない職員の定めであり、第1項第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加えるものであります。

第16条は、部分休業の承認の定めであり、見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「による育児時間」の次に「（以下「育児時間」という。）」を加え、「職員に対する部分休業」を「職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業」に改め、同条第3項の全文を改め、前項の規定にかかわらず、非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から、5ページになります。5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする定めを定めます。

第16条の次に次の4条を加えることとし、第16条の2は、第2号部分休業の承認の定めであり、第1項は、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができることと定め、同項1号は、1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全て

について承認の請求があったときは当該勤務時間の時間数とし、同項第2号は、第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったときは当該時間数と定めるものであります。

第16条の3は、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間の定めであり、第1項は、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすると定めるものであります。

第16条の4は、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間の定めであり、第1項は、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とすると定め、6ページになります。同項第1号は、非常勤職員以外の職員は77時間30分とし、同項第2号は、非常勤職員は当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間と定めるものであります。

第16条の5は、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情の定めであり、第1項は、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とすると定めるものであります。

第17条は、部分休業をしている職員の給与の取扱いの定めであり、第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に、「給与額」を「1時間当たりの給与額」に改め、同条第2項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改めるものであります。

第18条は、部分休業の承認の取消事由の定めであり、同条の全文を改め、「第13条の規定は、部分休業について準用する。」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。」と定めるものであります。

7ページになります。附則として、第1項は、施行期日の定めであり、この条例は、令和7年10月1日から施行すると定めるものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の砂川市職員の育児休業等に関する条例第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とすると定めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 議案第8号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本市病院事業職員が拡充された部分休業を利用する場合における給与の減額について定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要についてであります。改正の経過として、令和6年8月8日の人事院勧告で示された公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充の一部項目に対応する人事院規則が本年4月に改正され、そのうち育児時間の取得形態の多様化については民間労働法制の施行から遅れることなく国家公務員においても実施されることから、本市職員における部分休業制度についても同様に拡充する予定であり、本市病院事業職員においても拡充された部分休業を利用する場合における給与の減額について定めるものであります。

それでは、次ページをお開きいただきと存じます。砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第8号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第16条は、給与の減額の定めであり、第2項中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加えるものであります。

附則として、この条例は、令和7年10月1日から施行すると定めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 (登壇) 議案第7号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、災害その他非常の場合において、他の市町村長に指定された者による市内の排水設備等または排水処理システムの工事の実施を可能にすることにより、円滑な工事の実施を促進するとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

初めに、条例改正の経緯について若干ご説明しますが、令和6年1月に発生した能登半島地震では多くの家屋で排水設備等が破損し、指定工事事業者自体も被災したことにより工事施工者が不足し、復旧が遅れることになった状況を踏まえ、災害発生時に市長が必要と認める場合、他の市町村長に指定された事業者による工事の実施を可能とすることにより円滑な復旧を促進するため、標準下水道条例の一部が改正されたことに伴い、本条例の

一部を改正するものであります。

砂川市下水道条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第7号附属説明資料、新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第7条は、排水設備等又は排水処理システムの工事の実施の定めであり、「排水設備等又は排水処理システムの工事」を「当該工事」に改め、「行ってはならない。」の後に「ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長に指定された者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。」を加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより各議案に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第5号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第12号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更について

○議長 多比良和伸君 日程第4、議案第12号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 (登壇) 議案第12号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてご説明を申し上げます。

変更の理由は、北海道市町村職員退職手当組合の構成団体である江差町・上ノ国町学校給食組合が解散により脱退することに伴い、本規約の一部を変更しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約であります。変更の内容については3ページ、議案第12号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が変更後となっております。変更部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

別表第2号は、組合を組織する一部事務組合及び広域連合の表であり、同表、檜山管内の項中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行すると定めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。
続いて、討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、議案第12号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第13号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について

○議長 多比良和伸君 日程第5、議案第13号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） ただいま上程をいただきました砂川市教育委員会委員の任命について同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます平間芳樹氏は令和7年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして次の者を任命いたしたいと存じます。

引き続きまして平間芳樹氏を任命いたしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

なお、履歴につきましては次ページに記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第13号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

◎日程第6 議案第14号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第6、議案第14号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） ただいま上程をいただきました砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますが、現委員でございます加藤直之氏は令和7年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして次の者を選任いたしたいと存じます。

引き続き加藤直之氏をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましては次ページに記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第14号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

議案第15号の提案説明は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午後 0時59分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第7 議案第15号 令和6年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

議案第16号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第17号 令和6年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第18号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて

議案第19号 令和6年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて

議案第20号 令和6年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第7、議案第15号 令和6年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第16号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第17号 令和6年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第18号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の

認定を求めることについて、議案第19号 令和6年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて、議案第20号 令和6年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについての6件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君（登壇） 私から議案第15号 令和6年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについてご説明を申し上げます。

令和6年度各会計歳入歳出決算書の3ページをお開きいただきたいと存じます。初めに、決算の概要についてご説明を申し上げます。令和6年度の砂川市の当初予算につきましては、第7期総合計画第2次実施計画の初年度であり、定住対策の促進、若年者就労支援、高齢者支援などに引き続き注力するとともに、医療費無料化を高校生等まで拡充したほか、学校給食費の無償化に続き、保育所や幼稚園等の副食費の無償化を実施し、子育てへの支援や環境の充実を図ったところであります。また、まちなかにぎわい創出に向けた駅前地区整備工事及び義務教育学校開設に向けた工事の着手など、第7期総合計画で掲げた自然に笑顔があふれ、明るい未来をひらくまちの着実な推進を図るべく予算編成を行い、一般会計総額は肉づけ予算であった令和5年度6月補正後予算より13.0%増の156億3,600万円とし、その後地方創生臨時交付金を活用した子育て支援対策や経済対策等を実施するに当たり、計7回の補正を行い、最終予算は184億8,756万3,000円となったところであります。決算においては、建設事業の増により地方債残高が増えたものの、市税や地方交付税が当初予算比で増額となったことや堅調なふるさと応援寄附金の収入の活用などによって令和6年度の財政運営を良好に進めることができたと考えております。

一般会計の歳入決算総額につきましては186億7,713万4,825円、執行率100.9%で、前年度に比べ28億1,210万6,426円、17.7%の増となり、うち自主財源は全体の37.1%、依存財源は62.9%となったところであります。歳入の主なものとして、市税につきましては課税標準額の増等に伴い法人市民税が増となりましたが、定額減税実施に伴う個人市民税の減等によって前年度より6,142万5,307円減の20億3,440万9,454円となったところであります。地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税合わせて58億6,409万7,000円となり、前年度に比べ9,854万5,000円の増となったところであります。市債につきましては、駅前地区整備事業や義務教育学校建設事業など過疎対策事業債を活用した事業の増等によって前年度より14億4,120万円増の26億2,870万円となったところであります。

また、歳出決算総額につきましては180億6,694万7,905円、執行率97.6%で、前年度に比べ29億7,192万3,535円、19.7%の増となったところ

であります。歳出の主なものとして、駅前地区整備における建設工事等に伴い事業費10億3,889万583円を支出し、令和7年4月に砂川市まちなか交流施設が供用開始となったところであります。義務教育学校建設事業費につきましては、基本、実施設計、建設工事等を実施し、令和6年度においては7億9,138万1,000円を支出したところであり、令和8年度の開校に向け、計画的に事業を進めているところであります。物価高騰、地域経済に対して支援する地方創生臨時交付金を原資とし、各種給付金支援事業等として3億2,364万1,863円を支出し、地域の実情に応じたきめ細やかな生活支援や物価高騰への負担軽減を行うことができたところであります。また、ふるさと応援寄附金を原資とし、まちづくり事業基金や社会福祉事業振興基金を活用して市内の公園、各種公共施設の整備等の事業を実施したところであります。これら予算執行に伴う歳入歳出差引き額につきましては、6億1,018万6,920円の剰余金を生じる決算となったところであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。自主財源及び依存財源の主な内訳は記載のとおりであります。318ページに決算の財源推移として資料を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、歳入決算額の対前年度比較であります。利子割交付金から市債まで主な増減理由を付して記載しておりますので、内容につきましては説明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと土地売却収入などの財産収入の減となったところであり、先ほど説明した地方交付税の増、地方特例交付金の増、教育費国庫負担金の皆増に伴う国庫支出金の増、道支出金の増、寄附金の増、市債の増などがありますが、歳入総額では前年度と比較して28億1,210万6,426円の増となったところであります。

5ページを御覧いただきたいと存じます。次に、歳出決算額の対前年度比較、性質別であります。人件費から普通建設事業費まで主な増減理由を付して記載しておりますので、内容につきましては省略させていただきますが、全体的に申し上げますと住民税非課税世帯特別給付金の減による扶助費の減、公債費の減となったところであり、人事院勧告に伴う給料などの増及び会計年度任用職員勤勉手当の皆増に伴う人件費の増、報償費などの物件費の増、補助費等の増、普通建設事業費の増などがありますが、歳出総額では前年度と比較して29億7,192万3,535円の増となったところであります。なお、319ページに歳出性質別決算の推移として資料を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、5ページの下段になります。主な財政分析指標の推移であります。初めに経常収支比率であります。毎年度経常的に収入され、かつその用途が制限されない市税、地方譲与税、普通交付税などの一般財源が経常的に支出する人件費、物件費、公債費などの経費にどの程度充当されているかを示したものであり、この率が高いほど財政の弾力性が乏しいことになり、6年度は人事院勧告に伴う給与改定及び会計年度任用職員への勤勉手

当の支給等に伴う病院会計繰出金の増額分を含むことなどにより、5年度と比較して4.4ポイント増の89.2%となったところであります。

次に、財政力指数であります。普通交付税算定における基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合の3か年平均値を示したものであり、この率が100%に近いほど普通交付税の交付率が低く、普通交付税算定上の留保財源が多いことになり、財源に余裕があるということになります。6年度は5年度と比較して0.2ポイント増の29.5%となったところであります。

次に、実質公債費比率であります。一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3か年平均値であり、地方債など借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標として用いられ、財政健全化法により早期健全化基準が定められております。6年度は5年度と比較して0.7ポイント増の6.9%となったところであります。

次に、将来負担比率であります。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、一般会計等の地方債の借入金や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標として用いられ、財政健全化法により早期健全化基準が定められております。6年度は5年度と比較して7.9ポイント増の41.5%となったところであります。

以上、令和6年度一般会計決算の概要について申し上げましたが、6ページから14ページには一般会計歳入歳出決算書、15ページから18ページには一般会計歳入歳出款別決算内訳書、19ページから314ページには予算書に基づく一般会計歳入歳出決算事項別明細書、315ページには実質収支に関する調書、316ページから333ページには各表に基づく一般会計決算説明書、495ページから501ページには財産に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 私から議案第16号、議案第18号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第16号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を定めることについてご説明いたします。

決算書の334ページを御覧願います。決算の概要であります。初めに一般概要についてご説明いたします。平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、市町村は国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付し、都道府県が保険給付費を負担する制度に変更となりました。令和6年度の財政運営は財政健全化に対処することを基本として保険税の税率を据え置いて運営したところであります。主な給付状況では、療養給付費で11

億3,839万7,354円、高額療養費で2億928万5,557円となり、保険給付費全体では前年度に比べ4.4%の減となったところであります。なお、歳入総額18億4,874万419円に対し、歳出総額18億4,668万4,649円となり、差引き205万5,770円を翌年度に繰り越したところであります。

歳入につきましては、保険税は2億85万1,251円で、前年度に比べ1,467万6,685円の減となり、現年度分収入率は95.32%で、前年度に比べ2.51ポイントの減となったところであります。歳入総額に対する構成比は10.9%となり、前年度と同率となっており、1世帯当たりの納税額は10万2,007円となったところであります。道支出金は14億2,509万4,443円、構成比は77.1%、一般会計繰入金は1億6,526万5,739円で、前年度に比べ9万2,175円の増で、構成比9.0%、国保基金から3,755万4,000円の繰入れを行い、その他繰越金1,514万3,062円、国庫支出金137万8,000円、財産収入110万3,615円と諸収入235万309円を加えた歳入総額は18億4,874万419円となり、前年度決算額と比較して1億2,408万3,060円の減となったところであります。

歳出につきましては、総務費は5,679万7,818円、保険給付費は13億5,714万2,730円で、前年度に比べ7,107万4,348円の減となり、構成比が73.5%、国民健康保険事業費納付金は4億739万2,000円、構成比22.1%、保健事業費2,181万8,686円、基金積立金110万3,615円に諸支出金等を加えた歳出総額は18億4,668万4,649円となり、前年度決算額と比較して1億1,099万5,768円の減となったところであります。

なお、335ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、391ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第18号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の459ページを御覧願います。決算の概要であります、初めに一般概要についてご説明いたします。令和6年度の財政運営は、後期高齢者医療制度を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳入総額6億4,368万6,460円に対し、歳出総額は6億4,349万7,360円となり、差引き18万9,100円を翌年度に繰り越したところであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料2億5,215万3,300円で、現年度分の収入率は99.92%で前年度に比べ0.08ポイントの減となり、歳入総額に対する構成比は39.2%となったところであります。なお、還付未済となった保険料32万7,300円は、翌年度に還付するものであります。また、一般会計繰入金は3億8,964万5,001円で、構成比60.5%、その他、繰越金4万5,600円、後期高齢

者医療広域連合支出金133万7,359円と諸収入50万5,200円を加えた歳入総額は6億4,368万6,460円となり、前年度決算額と比較して367万877円の減となったところであります。

歳出につきましては、総務費361万175円、後期高齢者医療広域連合納付金のうち療養給付費は2億7,283万7,165円で、前年度に比べ2,508万5,044円、8.4%の減となり、事務費分844万6,000円、保険料分2億5,206万1,800円、保険基盤安定分9,055万7,465円を加えた総額は6億2,390万2,430円となり、前年度に比べ584万1,896円の減となったところであります。その他、保健事業費1,555万8,155円及び諸支出金42万6,600円を加えた歳出総額は6億4,349万7,360円となり、前年度決算額と比較して381万4,377円の減となったところであります。

なお、460ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、494ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君（登壇） 私から議案第17号 令和6年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の392ページをお開き願います。決算の概要であります。初めに一般概要についてご説明申し上げます。令和6年度の財政運営は、介護保険事業を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳入総額19億3,159万958円で、歳出総額は19億447万6,606円となり、差引き額は2,711万4,352円で、その内訳は国庫負担金等の過交付2,116万5,974円及び保険料の還付未済等で13万5,700円によるもので、これら差引き額581万2,678円は剰余金として介護給付費準備基金に積み立てることとしております。なお、過交付または還付未済となったものは、翌年度において返還または還付するものであります。

歳入につきましては、第1号被保険者保険料は3億2,220万6,100円で、前年度に比べ119万4,100円の減、現年度分収入率は99.92%で前年度に比べ0.03ポイントの増となり、歳入総額に対する構成比は16.7%となったところであります。また、国庫支出金は5億1,703万6,797円、支払基金交付金は4億8,917万7,617円、道支出金は2億9,156万7,388円、繰入金は2億7,592万9,053円、繰越金は3,454万9,867円、これに分担金及び負担金25万5,500円、財産収入85万7,656円、諸収入1万980円を加えた歳入総額は19億3,159万958円となり、前年度決算と比較して1,182万5,699円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費は1,566万5,553円、保険給付費は17億2,2

91万5,239円、地域支援事業費は1億2,879万2,923円、諸支出金は3,494万8,518円であり、これに基金積立金195万4,373円、公債費20万円を加え、歳出総額は19億447万6,606円となり、前年度決算額と比較して2,917万9,435円の増となったところであります。

なお、393ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、458ページに関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 齊藤隆史君（登壇） 議案第19号 令和6年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

別冊になります。令和6年度下水道事業会計決算書をお開きください。10ページになります。初めに、利益の処分であります。表の右側になります。令和6年度末における未処分利益剰余金は2億7,730万118円で、このうち5行目の7,734万5,373円につきましては資本金へ組み入れ、4行目の残り1億9,995万4,745円は資本的収入が資本的支出に対し不足する額の補填財源として充当するため、減債積立金へ処分しようとするものであります。これにつきまして決算書の4ページ、5ページをお開きください。決算報告書の資本的収入及び支出のうち、上の段の収入、第1款資本的収入の決算額1億3,300万8,990円から下の段の支出、第1款資本的支出の決算額3億9,171万4,741円を差し引いた4ページの一番下の欄外に記載のとおり2億5,870万5,751円が不足するものであり、この不足する額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額274万9,261円、当年度分損益勘定留保資金1億7,861万1,117円及び当年度利益剰余金処分数額7,734万5,373円で補填するものであります。

次に、決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。同じく決算書の31ページの事業報告書をお開きください。令和6年度につきましては、地方公営企業法を一部適用してから6年目となり、経営状況の明確化、適切な施設管理など効率的な事業運営を行い、事業の健全化に努めてまいりました。業務の状況であります。イに記載のとおり、年間有収水量は公共下水道事業では131万196立方メートルで、前年度末と比較して2万1,502立方メートルの減となり、個別排水処理施設事業では2万4,863立方メートルで、前年度末と比較して536立方メートルの減となりました。また、建設改良事業につきましては、北光2号マンホールポンプ改築工事を実施し、令和6年度の総額は7,982万451円となりました。

次に、収益的収支であります。ロに記載のとおり、消費税抜きで申し上げますと収益的収入は7億2,480万5,611円、収益的支出は5億2,485万866円となり、収支差引きで1億9,995万4,745円の純利益となりました。

次に、資本的収支であります。ハに記載のとおり、消費税抜きで申し上げますと資本的収入は1億3,300万8,990円で、内訳は企業債9,970万円、出資金932万7,000円、国庫補助金2,386万4,500円、分担金及び負担金11万7,490円であります。資本的支出は3億8,575万7,253円で、内訳は建設改良費7,386万2,963円、企業債償還金3億1,189万4,290円であります。なお、企業債未償還残高は21億9,438万8,615円となりました。

続いて、32ページをお開きください。経営の実態を端的に示す経営指標に関する報告としまして経営収支比率、経費回収率、有形固定資産減価償却率の過去5年間の推移を表したものになります。

なお、33ページから38ページまでは関連資料となっておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 私から議案第20号 令和6年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、利益の処分でございますが、病院事業会計決算書の12ページをお開きいただきたいと存じます。令和6年度末における未処理欠損金は109億7,453万5,620円であり、処分額は発生しないものであります。これは、決算書22ページの資本的収入及び支出明細書のうち、建設改良事業に係る収支について収入の部、1項企業債6億9,300万円、3項補助金、1目国庫補助金959万5,000円、5項寄附金のうちふるさと納税分6,823万8,000円を足した額7億7,083万3,000円から支出の部、1項建設改良費、税込み7億4,119万5,862円を差し引きますと2,963万7,138円の余剰が生じるため、建設改良費から当年度未処理欠損金への繰入れが不要となるためであります。

次に、決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。決算書の27ページを御覧いただきたいと存じます。令和6年度につきましては、引き続き感染症対策を行いながら地域に必要とされる医療を提供してまいりました。経営面につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことや消化器内科標榜等による診療体制の充実を図ることで入院患者数がコロナ禍前に回復し、収入が確保されるものと見込んでおりましたが、圏域の人口減や患者の受療動向の変化などにより、全国の医療機関でも見られるように患者数がコロナ禍前の水準に回復せず、厳しい経営状況となったところです。このような中、収益の確保を図るため、地域包括ケア病棟を9月末で廃止し、急性期病院に有利な施設基準の取得や紹介受診重点医療機関の指定を受けたところであります。一方、費用では、人事院勧告に伴う人件費の増加や物価高騰の影響等に伴う経費の増加が計上される中、ベンチマークを活用した価格交渉や安価な同等品への切替えなどによる材料費の縮減等に取り組み、費用の増加を必要最小限にとどめたところであります。診療体制整備につ

きましては、ダビンチサージカルシステム、血管造影エックス線診断装置など医療機器整備やリハビリシステム等の医療情報システムの更新を行い、中空知医療圏の基幹病院としての役割を果たすよう努めてまいりました。

初めに、患者数であります。入院患者は11万134人で、前年に比べ2,960人の増となり、外来患者数についても22万9,777人で、前年に比べ1,441人の増となりました。

次に、収益的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、収益的収入は140億3,799万1,241円で、前年より3億3,838万7,075円の増、収益的支出は156億8,676万3,901円で、前年より3億841万4,568円の増となり、収支差引き16億4,877万2,660円の純損失となりました。

次に、資本的収支であります。消費税抜きで申し上げますと資本的収入は11億8,772万5,000円で、内訳は建設改良に充てる企業債6億9,300万円、投資償還金723万4,000円、国庫補助金959万5,000円、一般会計出資金3億9,965万8,000円、寄附金7,823万8,000円です。資本的支出は16億5,780万3,498円で、内訳は資産購入費7億3,964万8,528円、企業債償還金8億9,283万4,970円、投資2,532万円です。なお、企業債未償還残高は11億7,113万2,145円となっております。

28ページを御覧いただきたいと存じます。経営の実態を端的に示す経営指標に関する報告としまして経常収支比率、修正医業収支比率、病床利用率、機械備品減価償却率の5年間の推移を表したものになり、記載のとおりとなっております。

29ページから39ページまでは関連資料となっておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

続いて、監査委員から監査意見の開陳を求めます。

監査委員。

○監査委員 中村一久君（登壇） それでは、私から地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和6年度一般会計、特別会計及び公営企業会計決算並びに基金運用状況の審査概要についてご報告を申し上げます。

最初に、一般会計、特別会計の審査意見書の1ページをお開きいただきたいと存じます。決算審査は砂川市監査基準に基づき行われ、実施内容は提出された各会計の決算書及び決算附属書類並びに基金運用状況調書に基づき、計数の正確性、適法性、予算執行の適否等を主眼として行った結果、決算書及び決算附属書類は関係法令に基づいて作成され、計数は正確で適切に処理されており、財産の管理状況も適正に行われていることを認めたところでございます。

続きまして、2ページの総括決算概要を申し上げますと、一般会計で歳入総額186億7,713万4,825円に対し、歳出総額180億6,694万7,905円で、歳入歳出差引き6億1,018万6,920円の剰余金を生じたところでございます。

続きまして、特別会計では、41ページでございます。国民健康保険特別会計で205万5,770円、52ページでございます。後期高齢者医療特別会計で18万9,100円の剰余金を生じた決算となっているところでございます。次に、50ページにお戻りいただきまして、介護保険特別会計では歳入歳出差引き2,711万4,352円のうち、国庫負担金等の過交付2,116万5,974円、保険料の還付未済等分13万5,700円を除いた581万2,678円を介護給付費準備基金に積み立てる決算となったところでございます。

次に、公営企業会計の決算審査意見書をお開きいただきたいと存じます。砂川市公営企業会計につきましても同じく砂川市監査基準に基づき、決算審査を実施したところでございます。最初に、下水道事業会計では、4ページの3、経営状況についてであり、令和6年度は事業収益、税抜き7億2,480万5,611円に対し、事業費用は税抜き5億2,485万866円であり、収支差引き1億9,995万4,745円の純利益となったところでございます。次に、病院事業会計では、14ページの3、経営状況についてで、令和6年度は事業収益、税抜き140億3,799万1,241円に対し、事業費用は税抜き156億8,676万3,901円であり、収支差引き16億4,877万2,660円の純損失となっております。純損失となった要因ではありますが、医業外収益の補助金が減少したことに加え、医業費用の給与費及び経費が増加したことによるものでございます。

一般会計及び特別会計には、住民目線に立ち、効率的な行政運営と適正かつ健全な財政運営がなされることを望むものであります。また、公営企業会計には、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するため、健全な経営に対する特段の努力を期待するものであり、特に病院事業会計では中空知圏域における中核的医療を担う役割がある中、資金期末残高の減少が続いていることから、より一層安定した病院経営に向けた努力を期待し、報告とするものであります。

○議長 多比良和伸君 これより各議案に対する総括質疑を行います。

初めに、議案第15号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第15号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第16号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第16号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第17号の総括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第17号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第18号の総括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第18号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第19号の総括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第19号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第20号の総括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第20号の総括質疑を終わります。
以上で各議案に対する総括質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております6議案は、11名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中継続審査を行うことにしたいと思っております。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員の選任については、砂川市議会委員会条例第8条の規定に基づき、議長が指名します。

決算審査特別委員会委員に石田健太議員、伊藤俊喜議員、小黒弘議員、是枝貴裕議員、沢田広志議員、鈴木伸之議員、高田浩子議員、武田真議員、辻勲議員、水島美喜子議員、山下克己議員、以上のとおり指名します。

◎日程第8 報告第1号 令和6年度砂川市健全化判断比率の報告について

○議長 多比良和伸君 日程第8、報告第1号 令和6年度砂川市健全化判断比率の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 (登壇) 報告第1号 令和6年度砂川市健全化判断比率の報

告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和6年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告をするものであります。

令和6年度の各健全化判断比率であります。①の実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であります。黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年度と同様となっております。②の連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する比率であります。黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年度と同様となっております。③の実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する比率であります。6.9%となっております。前年度より0.7ポイントの増となっております。④の将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。41.5%となっております。前年度より7.9ポイントの増となっております。各健全化判断比率につきましては、いずれも表の右の欄に記載の早期健全化基準を下回っているものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第9 報告第2号 令和6年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について

報告第3号 令和6年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について

○議長 多比良和伸君 日程第9、報告第2号 令和6年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について、報告第3号 令和6年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についての2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 齊藤隆史君（登壇） 報告第2号 令和6年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和6年度砂川市下水道事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について

報告するものであります。

令和6年度砂川市下水道事業会計の決算では資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 報告第3号 令和6年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和6年度砂川市病院事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

令和6年度病院事業会計の決算では資金不足額が生じないため、資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより報告第2号及び第3号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号及び第3号を終わります。

◎日程第10 報告第5号 監査報告

報告第6号 例月出納検査報告

○議長 多比良和伸君 日程第10、報告第5号 監査報告、報告第6号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第5号及び第6号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第5号及び第6号を終わります。

◎日程第11 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について

意見案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

意見案第3号 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について

○議長 多比良和伸君 日程第11、意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について、意見案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について、意見案第3号 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についての3件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことですが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第3号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより意見案第1号から第3号を一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 多比良和伸君 これにて日程の全てを終了しました。

令和7年第3回砂川市議会定例会を閉会します。

閉会 午後 1時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年9月11日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員